

沖公嘱第33号
令和3年2月8日

関係各位

(公社) 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事 島袋 裕二

沖縄県緊急事態宣言期間延長に伴う 新型コロナウイルス感染拡大防止対応継続のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より当協会の公益事業並びに協会運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月20日付け沖公嘱第28号文書「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対応について」により、緊急事態宣言期間中の当協会事務局の対応をお知らせしておりますところ、2月4日に沖縄県よりその期間の延長が発表されたことから、引き続き、2月28日まで下記事務局対応を継続しますことをお知らせいたします。

皆様には、ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

事務所	業務時間	対応方について
本協会 南部事務所 中部事務所	8:30～17:30	・感染拡大防止の観点から、事務局職員による訪問対応については、極力控えさせていただき、文書等の收受については電子メール又は郵便等にて対応させていただきます。
北部事務所 宮古事務所 八重山事務所	9:00～15:00 ※15:00以降は本協会へ 電話転送となります。	・当協会事務局へご用件がある場合にも、ご来訪をお控えいただき、電話、電子メール又は郵便等をご利用いただきますようお願いいたします。